

### 耐震改修などの費用を補助します

申し込み・問い合わせ先 都市計画課 建築住宅班 ☎096(248)3855



大地震に備え、市民の皆さんが安心して住み続けられる住まいを確保するため、戸建て木造住宅の耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事の費用を補助します。

- ▼**申込期限**  
10月31日(木) 午後5時
  - ▼**必要書類**  
補助金交付申請書・費用の見積書 など
- ※詳しくはお問い合わせください



▲建築物耐震診断事業



▲戸建て木造住宅耐震改修等事業

#### ▼補助対象・補助額

補助制度	補助対象	補助額
耐震診断費補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内にある戸建て木造住宅で住宅所有者本人が住んでいるもの</li> <li>昭和56年5月31日以前に着工した建築物が、市が発行したり災証明などにより熊本地震での被災が確認できること</li> <li>建築基準法に違反のないもの など</li> </ul> <p>※昭和56年6月1日以降に増築した部分の面積が延床面積の1/2を超えているものは対象外</p>	費用の2/3以内 (限度額8万6千円)
耐震改修設計費補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内にある戸建て木造住宅で住宅所有者本人が住んでいるもの</li> <li>地上階数が3階以下のもの</li> <li>昭和56年5月31日以前に着工した建築物が、市が発行したり災証明などにより熊本地震での被災が確認できること</li> </ul>	費用の2/3以内 (限度額20万円)
耐震改修工事費補助		費用の1/2以内 (限度額60万円)
耐震改修設計費・耐震改修工事費一括補助		費用の4/5以内 (限度額100万円)

### 危険ブロック塀などの撤去費用を補助します

申し込み・問い合わせ先 都市計画課 建築住宅班 ☎096(248)3855



大地震に備え、危険なブロック塀などの撤去費用の補助を行います。

- ▼**対象**  
・避難路に面するもの
- ・ブロック塀などが面する道路面から80cm以上のもので(擁壁の上に設置されている場合はブロック塀など自体の高さが60cm以上のもの)
- ・市が安全点検を行ない、安全対策が必要と判断されたもの など

- ▼**補助額** 次の①～③のうち低い額
  - ①撤去工事の見積書
  - ②撤去するブロック塀の長さ(m)×1万2千円
  - ③20万円
- ▼**募集期限** 12月27日(金) 午後5時
- ▼**必要書類** 補助金交付申請書・費用の見積書など
- ※詳しくはお問い合わせください



▲市ホームページ

#### お気軽にご相談ください

### 成年後見制度に関する相談会

申し込み・問い合わせ先 高齢者支援課 包括支援センター班 ☎096(248)1126



- 認知症や障がいなどで判断能力が十分でない人が、財産管理や施設の入所契約などを自分で行なうことが難しい場合に、本人が不利益を受けないよう支援し保護する制度です。制度に関する相談に司法書士が応じます。
- ▼**相談例**  
・制度の内容や利用方法を知りたい
- ・自分が認知症になった時が心配  
・認知症や障がいのある家族のことが心配 など
- ▼**とき** 6月25日(火)午前中
- ※予約制。事前申し込みが必要
- ▼**ところ** 市役所1階相談室
- ▼**申し込み方法** 電話

#### 令和6年度の

### 介護保険料額が決まりました

問い合わせ先 高齢者支援課 介護保険班 ☎096(248)1102



- 6月中旬に納入通知書(介護保険料額決定通知書)を送付します
- この通知書には、保険料の算定根拠と納付方法・納期限が記載されています。令和5年中の所得によって、保険料が増減する人や納付方法が変わる人がいますので確認してください。
- ▼**令和5年度からの変更点**  
令和6年度から令和8年度の介護保険事業計画の見直しにより、介護サービス費用の増加などに伴い介護保険料基準額が変わりました。また、所得段階に応じた保険料の設定が、国が示した13段階に変わりました。
- ▼**特別徴収とは**  
年金からの天引きによる納付(年金からの天引きによる納付(年6回の年金支給月))
- ▼**普通徴収とは**  
納付書払いや口座振替などによる納付(6月から翌年1月まで毎月)

日本年金機構から送付の年金振込通知書と一致しないことがあります

日本年金機構から送付される年金振込通知書は、年金支払額や天引きされる保険料などをお知らせするものです。

8月以降の保険料について、年金振込通知書に記載された金額と、市から送付する介護保険料決定額に記載された金額が一致しないことがあります。実際に天引きされる介護保険料は、介護保険料額決定通知書に記載された金額です。

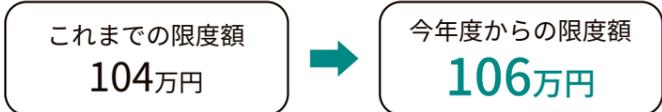
#### 今年度からの

### 国民健康保険税の算定方法を改正しました

問い合わせ先 税務課 市税班 ☎096-248-1114

税制改正により、今年度から下記の2点が変更されました。6月中旬に納税通知書を送付しますのでご確認ください。なお、税率の変更はありません。

#### ①世帯当たり限度額(上限額)の引き上げ



- ▶**内訳** 医療給付費分 65万円(改正なし)
- 高齢者支援金分 22万円 → 24万円
- 介護納付金分 17万円(改正なし)
- ※介護納付金分は40歳～64歳の人が対象

#### ②保険税軽減判定基準の引き上げ

均等割と平等割の5割・2割軽減判定基準について、次の部分で改正されました。

軽減の区分	軽減判定の所得
7割軽減	加入世帯の所得の合計額が43万円+10万円 <sup>(※1)</sup> ×(給与所得者等の数-1)以下の場合
5割軽減	加入世帯の所得の合計額が43万円+29万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数 <sup>(※2)</sup> )+10万円 <sup>(※1)</sup> ×(給与所得者等の数-1)以下の場合
2割軽減	加入世帯の所得の合計額が43万円+54万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数 <sup>(※2)</sup> )+10万円 <sup>(※1)</sup> ×(給与所得者等の数-1)以下の場合

- ※1 給与所得者等(一定の給与所得がある人と公的年金等の所得がある人)が2人以上いる世帯は10万円×(給与所得者等の数-1)を加算する
- ※2 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度へ移行され国保の資格を喪失した人で、国保資格喪失後も継続して同じ世帯に属する人(国保喪失日に国保世帯主だった人は、引き続き国保の世帯主、擬制世帯主であることが要件)のこと
- 注 65歳以上は、公的年金控除15万円を適用する

#### 保険料の納め方

- 年金が年額18万円以上の人は原則特別徴収となりますが、次の場合などは、一時的に普通徴収となります。
- ・65歳になって半年から1年の期間
- ・年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- ・転入した人
- ・年金担保がある人 など